

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月17日
【発行者名】	ジョイント・リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 三駄 寛之
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒二丁目10番11号
【事務連絡者氏名】	株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ 取締役管理部長 浅本 誠
【電話番号】	03-5759-8848 (代表)
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資証券に係る投資法人の名 称】	ジョイント・リート投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 6,005,037,500円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 533,985,000円
	(注) 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記金額と異なります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

I 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年10月3日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成19年10月17日開催の役員会において発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

II 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (13) 手取金の使途
- (14) その他

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

III 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が平成19年10月17日（水）となりましたので、一般募集の申込期間は「自平成19年10月18日（木） 至 平成19年10月19日（金）」、払込期日は平成19年10月24日（水）、受渡期日は平成19年10月25日（木）となります。オーバーアロットメントによる売出しの申込期間及び受渡期日については、一般募集の申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一となります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

（以下「一般募集」といいます。）

(3)【発行数】

<訂正前>

17,500口

(注1) 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社ジョイント・コーポレーションから1,500口を上限として借入れる予定の本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

(注2) これに関連して、みずほ証券株式会社は、借入投資証券の返還を目的として、本投資法人より、上記の1,500口を上限として、第三者割当による追加発行投資口の割当を受ける選択権（以下「グリーンシューオプション」といい、この行使対象となる割当を以下「本第三者割当」といいます。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として、付与される予定です。

（中 略）

(注4) みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数から、シンジケートカバー取引により買付けた口数及び安定操作取引で買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合における当該口数の合計数を減じた口数について、グリーンシューオプションを行使して本第三者割当に応じる予定です。従って、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数が減少した場合若しくはオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合、シンジケートカバー取引が行われた場合又は安定操作取引で買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会社がグリーンシューオプションを行使して本第三者割当に応じて申込みをする口数は減少し、その結果、失権により本第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

<訂正後>

17,500口

(注1) 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社ジョイント・コーポレーションから借入れる本投資証券1,500口（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

(注2) これに関連して、みずほ証券株式会社は、借入投資証券の返還を目的として、本投資法人より、上記の1,500口につき第三者割当による追加発行投資口の割当を受ける選択権（以下「グリーンシューオプション」といい、この行使対象となる割当を以下「本第三者割当」といいます。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として、付与されました。

（中 略）

(注4) みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数から、シンジケートカバー取引により買付けた口数及び安定操作取引で買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合における当該口数の合計数を減じた口数について、グリーンシューオプションを行使して本第三者割当に応じる予定です。従って、シンジケートカバー取引が行われた場合又は安定操作取引で買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会社がグリーンシューオプションを行使して本第三者割当に応じて申込みをする口数は減少

し、その結果、失権により本第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな
い場合があります。

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

7,280,000,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要 (注1)」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる
払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

6,005,037,500円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要 (注)」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払
込金額の総額です。

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格等決定日 (後記 (注2) で定義します。) における東京証券取引所の終値 (当日に終値のない場合は、その日
に先立つ直近日の終値) に0.90~1.00を乗じた価格 (1円未満端数切捨て) を仮条件とします。

(注2) 上記仮条件により需要状況等を勘案したうえで、平成19年10月17日 (水) から平成19年10月19日 (金) までの間のいづ
れかの日 (以下この日を「発行価格等決定日」といいます。) に一般募集における価額 (発行価格) 及び申込証拠金を
決定し、併せて発行価額 (本投資法人が1投資口当たりの払込金として引受人から受け取る金額) を決定します。なお、
発行価格等決定日に発行価格等 (発行価格、売価格、売出口数及び各引受証券会社の引受投資口数をいい、以下「発
行価格等」という。) が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項 (発行価
額の総額、一般募集における手取金、グリーンシュエーションの行使による本第三者割当による手取金 (上限額) 及
び売価格の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。) について、目論見書の
訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の
訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人のウェブサイト ([URL]
<http://www.joint-reit.co.jp/>) (以下「新聞等」という。) で公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価
証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の
決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれ
る場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注3) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要 (注1)」に記載のとおり、発行価格と発行価額 (引受価額) とは異なりま
す。発行価格と発行価額 (引受価額) との差額の総額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

355,990円

(注1) 発行価格等 (発行価格、売価格、売出口数及び各引受証券会社の引受投資口数をいい、以下「発行価格等」とい
う。) 及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正された事項 (発行価額の総額、一般募集における手取金、グリーン
シュエーションの行使による本第三者割当による手取金 (上限額) 及び売価格の総額をいう。) については、平成
19年10月18日付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のイン
ターネット上の本投資法人ウェブサイト ([URL]<http://www.joint-reit.co.jp/>) において公表します。

(注2) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要 (注)」に記載のとおり、発行価格と発行価額 (引受価額) とは異なります。
発行価格と発行価額 (引受価額) との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注1)の全文削除及び(注3)の番号変更

(13) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金(7,280,000,000円)については、グリーンシュエーションの行使による本第三者割当による手取金(上限624,000,000円)と併せて、本投資法人による特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金(6,005,037,500円)については、グリーンシュエーションの行使による本第三者割当による手取金(上限514,717,500円)と併せて、本投資法人による特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金に充当します。

(注)の全文削除

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

本投資法人及び本投資法人の資産運用会社である株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ(以下「資産運用会社」といいます。)は、発行価格等決定日に下記に記載する引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。

名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
合計		17,500口

(注1) みずほ証券株式会社を、以下「主幹事証券会社」という場合があります。

上記引受人は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額(発行価額)にて本投資証券の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受人は、払込期日までに引受価額の総額を本投資法人に払込み、発行価格の総額と引受価額(発行価額)の総額との差額は引受人の手取金とします。引受手数料は支払われません。

上記引受人は、引受人以外の証券会社に投資口の販売を委託することがあります。

(注2) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格等決定日に決定する予定です。

<訂正後>

本投資法人及び本投資法人の資産運用会社である株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ(以下「資産運用会社」といいます。)は、平成19年10月17日(水)(以下「発行価格

等決定日」といいます。)に下記に記載する引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。

名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	12,250口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	1,750口
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,750口
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	1,312口
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	438口
合計		17,500口

(注) みずほ証券株式会社を、以下「主幹事証券会社」という場合があります。

上記引受人は、発行価格等決定日に決定された引受価額（発行価額）にて本投資証券の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受人は、払込期日までに引受価額の総額を本投資法人に払込み、発行価格の総額と引受価額（発行価額）の総額との差額は引受人の手取金とします。引受手数料は支払われません。

上記引受人は、引受人以外の証券会社に投資口の販売を委託することがあります。

(注2)の全文削除

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

1,500口

(注1) 上記売出数は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載する一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数です。
従って、上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少することがあり、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合もあります。

(注2) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主である株式会社ジョイント・コーポレーションより1,500口を上限として借入れる予定の本投資証券です。

<訂正後>

1,500口

(注1) 上記売出数は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載する一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数です。

(注2) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主である株式会社ジョイント・コーポレーションより借入れる本投資証券1,500口です。

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

624,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

533,985,000円

(注) の全文削除

(5) 【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（5）発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

355,990円

(注) の全文削除